

全国都市国民年金協議会総会及び研修会

第58回全国都市国民年金協議会総会(三重県津市)は 新型コロナウイルスの影響で書面により開催

第58回全国都市国民年金協議会総会及び研修会が2020年8月20・21日の2日間、全国都市国民年金協議会東海ブロックの三重県津市で開催される予定であったが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から対面による実施を見送り、書面での開催となった。

これは、1月に国内で最初の感染者が確認された後、同年4月16日には新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大され、不要不急の移動を避けること、密封・密集・密接という3条件の重なるような集会や会議の自粛等が求められ、その後、宣言が延長されるなど収束の見込みが立たない状況となったため、全会員市(区)に出席の意向等について照会したところ、約75%の市(区)が欠席、また、安全の確認ができるまでは開催を控えるべきであるという意見が多数寄せられたことを受け、東海ブロック議長団市での協議により、理事市(区)の承認を得た上、必要な議決を書面で行うこととなったものである。

■ 第58回全国都市国民年金協議会総会

通常であれば、1日目は分科会、2日目に総会と研修会が開催されるが、今回は全会員市(区)による書面審議が行われ、結果、「第1号議案 要望書について」及び「第2号議案 次期総会開催市について」はいずれも全会一致で承認された。

その後、国(厚生労働省及び日本年金機構)へ国民年金制度改善についての要望書を提出し、2020年10月5日に回答が得られた。内容は次のとおり。

全国都市国民年金協議会 御中

「国民年金制度改善についての要望書」 に対する回答

厚生労働省年金局
令和2年10月

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市区町村と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市区町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、今まで窓口で行っていた届出等についても郵送で行う事務が増え、さらに、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始されたことにより、日本年金機構は住民基本台帳や課税台帳等の公簿情報を取得できるようになったことから、住民が市区町村窓口へ直接出向く必要は減少し、それに伴い市区町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考える。

このような状況を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、一元化を図るに当たっては、住民サービスや利便性確保の観点から、希望により日本年金機構の出先窓口を市区町村庁内に設置できるようにすることも、検討すること。

さらに、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)から(4)までの事項について早急に対応されたい。

【回答】

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。

これについては、市区町村が住民にとって身近な窓口であることや市区町村窓口で行う他の手続と同時にすることが可能な手続もあるため、住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国(厚生労働省年金局及び地方厚生(支)局)及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、業務に取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害年金事務については、障害内容及び年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とするが、比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて担当せざるを得ない市区町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況であり、窓口対応に長時間を要するだけでなく、書類不備による返戻等も多く、結果的に請求者の負担を増やすこととなっている。

また、障害年金事務については、個々の症状によって様々な状況に応じた判断が必要となる上、受付や相談に長時間を要するため、市区町村職員の負担もますます大きくなっている現状である。

請求者及び市区町村職員の負担を減らすためにも、請求から審査決定までの事務が円滑に進み、速やかに裁定が行われるよう、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

なお、障害年金事務の窓口一元化まで時間を要するのであれば、改善の見込めない重度の知的障害者などの更新期間を長めに設定する、あるいは永久認定するなどの制度改善を早急に検討されたい。

【回答】

障害基礎年金の裁定請求書の提出先については、年金受給者の方にとつての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしているところですが、

障害基礎年金の裁定請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、市町村窓口において使用する「わかりやすい説明を行うためのツール」並びに国民年金障害基礎年金受付・点検事務手引を作成するとともに、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口業務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載しているところですが、窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市町村からのご照会やご要望も踏まえ、さらなる内容の充実にも努めてまいります。

また、更新期間については、本年9月に取りまとめた障害年金業務統計におけるデータや実際の認定事例等を踏まえつつ、更新期間の設定方法の改善に向けた検討を行ってまいります。

今後とも、市区町村と国(厚生労働省年金局及び地方厚生(支)局)及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しく願います。

(3) 障害年金請求書不備の場合の本人への直接返戻

障害年金センターが設置されて以降、市区町村における形式審査に不備がない場合でも、日本年金機構の事務処理上の都合(外字登録・請求後の住所異動による請求書の書き換えなど)による返戻、診断書の内容に関する説明を含めた返戻など、形式審査の範囲を超えた対応を市区町村に課す事例が増え、対応に苦慮している。

請求者への十分な説明責任を果たすためにも、市区町村での受付時に不備がない場合は、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう早期に変更すること。

【回答】

障害基礎年金の請求の受付に関する事務につきましては、年金受給者の方にとつての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務として、その点検審査・受理をお願いしているところですが、

ご指摘を頂きました、市区町村における形式審査に不備が無い方が返戻された場合についても、

- ・文書ではなく対面での相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
- ・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしているところであり、ご理解とご協力を願います。

(4) 研修及び情報提供の充実

住民サービスの向上を図るため、市区町村職員の知識確保の機会として、厚生労働省及び日本年金機構主催の研修をより充実されたい。

市区町村職員は、頻繁に人事異動があることから、新規制度の説明会に限らず、従来制度の運用に関しても研修を実施するなど、更なる充実を図るよう要望する。

なお、研修等の開催に当たっては、市区町村の予算計上が可能な時期までに周知することを重ねて要望する。

また、被保険者及び受給者へ送付される書類について、問合せが多数寄せられる市区町村に対しても事前に情報提供をするとともに、市区町村での窓口業務を円滑に行うため、ねんきんネット可搬型窓口装置の最新のマニュアルの提供及び操作研修の実施を図られたい。

【回答】

ご要望の研修等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の事情も考慮し適切な方法等を検討しつつ、今後も日本年金機構と連携を図り、実施とその充実にも努めてまいります。

被保険者及び受給者へ送付される書類の情報提供については、日本年金機構から市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌「かけはし」で事前に行っているほか、今後は、日本年金機構ホームページの「市区町村国民年金担当者向け情報」の充実を図るとともに、引き続き、市区町村に対する情報提供に努めてまいります。

また、ねんきんネット可搬型窓口装置につきましては、最新のマニュアルを提供するとともに操作研修を実施してまいります。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

本来、法定受託事務である国民年金事務費は、超過負担が発生しないことが前提であるが、超過負担の発生により国民年金事務従事者の削減や協力連携事務の縮小を余儀なくされ、市区町村における円滑な事務の執行に支障をきたしている現状から、国民年金事務に要した経費全額を支給するよう強く要望する。

また、上限額を撤廃し、決算報告後に超過額を交付するなど、市区町村での補填が出ないよう早急に見直しを図りたい。

あわせて、超過負担が解消されないのであれば、法定受託事務内容の縮減若しくは簡素化を図るよう検討すること。

【回答】

国民年金等事務費交付金については、これまで各市町村の超過負担が解消されるようご要望いただいているところであり、事務費交付金をより適切に交付できるよう、令和元年度において、総務省と厚生労働省の二省合同で国民年金等事務費交付金実態調査を実施したところです。本調査の結果を踏まえ、各市町村の実態をより反映した適切な交付額となるよう、法定受託事務に係る経費のうち、従来の基礎年金等事務費の算出方法を第1号被保険者のみに着目する算定方式から、令和2年度より第1号被保険者数・受給権者数・保険料免除者数に着目する算定方式に変更することとしました。

引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、各市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(2) 算定基礎及び算定項目の見直し

算定基礎項目である第1号被保険者数は減少しているが、雇用形態の変化に伴い資格異動手続を短時間で繰り返す被保険者の増加や、外国人対応、障害基礎年金に係る相談等、窓口対応は多様化・複雑化している。

さらに、職員定数の削減及び事務効率化の観点から、窓口業務の委託や正規職員以外を採用する市区町村も増加傾向にあるが、現状の算定方法では、正規職員以外の人件費が交付金に反映されておらず、市区町村での超過負担が更に拡大するという現象が生じている。

国民年金事務費交付金については、国民年金等事務費交付金実態調査の結果を踏まえ、交付金の算定基準が改正されたところであるが、市区町村での超過負担が解消されるよう、算定方法の抜本的な改正を要望する。

【回答】

算定基礎額及び算定項目については、各市町村の実態をより反映したものとするため、令和元年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、令和2年度から算定方法を変更したところです。引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、各市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(3) 事務費交付金等の事務軽減

交付金申請や決算に係る事務は複雑かつ膨大であり、短い期間での報告となることから、市区町村の負担が非常に大きいため、簡略化を図ること。また、交付金変更に係る通知については各市区町村の予算編成時期を考慮すること。

また、昨年実施された、5年に1度の「国民年金等事務費交付金実態調査」については、調査内容が膨大であるにもかかわらず、事前の通知等がなく、調査期限が非常に短かったため、他の業務と並行しての作業となり、市区町村の職員にとって、非常に負担が大きかったことから、今後、複雑又は煩雑な調査等を行う際には、市区町村の予算編成時期を考慮した上、早い段階での周知を行うとともに、他の業務と時期が重ならないよう配慮していただきたい。

さらに、厚生局や年金事務所等で把握できる項目の削除も併せて検討されたい。

【回答】

交付金申請に係る事務については、各市町村における事務負担の軽減のため、令和2年度より事務実施件数に係る集計期間の終期を12月末日とし、申請に係る事務作業の実施期間の始期を前倒しすることにより、各市町村における申請に係る事務の作業期間を延伸するよう変更を行ったところです。

引き続き各市町村における交付金申請事務に係る事務負担を軽減するよう、ご意見を伺いながら検討してまいります。併せて、交付金に関する通知についても、適切な時期の発出に努めてまいります。

令和元年度に実施した国民年金等事務費交付金実態調査の実施にあたりましては、調査期限が短い中ご協力いただきありがとうございました。次回以降の実態調査におきましては、各市町村の事務負担が軽減されるよう、また調査等が円滑に実施できるよう、ご指摘の点につき改善してまいります。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

老齢・退職を理由とする年金の受給資格期間を満たした厚生年金保険被保険者が65歳に到達した場合において、扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第1号被保険者の資格取得手続が必要であるが、その手続が必要なことを把握する対象者は、少ない。このように第1号被保険者の負担軽減及び行政手続の簡素化等の観点から、該当になる事実が確認できるときは、資格取得届の提出を待つことなく職権による資格取得処理を行うことを要望する。

また、海外転出入時に年金関係の各種届書提出漏れ等により、不適切な資格管理となっている場合がある。海外転出入情報についても情報連携の対象とし、日本年金機構が適正な資格管理となるように職権適用・職権削除を実施すること。

さらに、令和元年10月から20歳到達者への勸奨を行わず職権で適用することとなったことにより、学生への年金制度の周知及び未納対策の観点から、学生納付特例事務法人の拡大を図られたい。

【回答】

老齢・退職を理由とする年金の受給資格期間を満たした厚生年金保険被保険者が65歳に到達した場合において、扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の第1号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構において、対象の方へ加入手続きの勸奨状を送付し、その後手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施しておりますが、国民年金法第12条の規定に基づき、まずは被保険者から加入手続きを行っていただくことが前提になるものと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

また、海外への転出者、海外からの転入者に係る適切な資格管理については、日本年金機構と連携しながらその対策を検討してまいります。

学生納付特例事務法人等の拡大の取り組みについては、各地方厚生(支)局や日本年金機構から学生納付特例対象校に対して周知に努めているところです。

今後とも、日本年金機構とも連携しながら、引き続き学生納付特例事務法人等の拡大に向けて取り組みを進めてまいります。

(2) 年金生活者支援給付金制度の支給要件について

年金生活者支援給付金の支給要件等の判定基準日が法令により規定されていないため、年度途中で世帯構成が変更された場合や、所得の修正申告が行われた場合においては、その都度、支給要件に該当するかどうかの判定が必要となっている。また、市区町村によって案内の方法も異なっている。

これらのことから、年金受給者間の公平性の確保のため、支給要件等の判定基準日を設定すると同時に、より判定が簡素化するように支給要件の緩和を要望する。

【回答】

日本年金機構では所得情報について国保中央会ルートの基本としつつ、マイナンバー情報連携等も利用しながら取得しているところですが、支給要件等の判定基準日については、機構及び市町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、それぞれの方法において実務上できる限り新しい所得情報が入手できるよう、時点を整理しております。所得情報等の把握方法及び時点については、「年金生活者支援給付金事務処理概要」でもお示ししていますので、ご確認いただけますと幸いです。

(3) 年金生活者支援給付金制度の周知について

日本年金機構から、新たに支給対象となった者への案内がされずに、請求手続が遅れるなど、本来受給できるはずの期間と金額が少なくなってしまうことが少なからず発生している。

要件に該当する世帯には、日本年金機構が責任を持って、対象者に周知を行うよう要望する。

【回答】

新たに支給対象になった方へのご案内としては、毎年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方に対して、日本年金機構から簡易な給付金請求書（はがき型）をお送りし、また65歳に到達して新たに老齢基礎年金の請求を行う方に対しては、同様に日本年金機構から65歳の誕生日の3か月前に、A4サイズの給付金請求書を年金請求書と同封して送付するなどして、できるだけ多くの方に申請を行っていただくように努めております。

また制度自体の周知につきましては、厚生労働省と日本年金機構が連携し、今年度におきましてもインターネット広告、サイネージ、チラシ、ポスター等を通じて幅広く実施する予定です。

(4) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

現在、市区町村から「国保中央会ルート」で行われている所得情報データ提供であるが、法改正等によりシステム改修が発生している等の事務負担が発生していることから、市区町村での情報提供が不要となるよう、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構が責任を持って、マイナンバーを活用した情報連携により、所得情報を取得する方法に早期に改めるよう要望する。

【回答】

現時点において、給付金の支給対象者全てについて、マイナンバー情報連携を活用して所得情報を取得することは、システムの処理機能などから限界があると認識しており、引き続き市町村から国保中央会等を通じて所得情報を提供いただく必要があると考えております。ご提案のような方法につきましては、今後の事務処理の参考とさせていただきます。所得情報の取得に係る事務処理においてより高い公平性・効率性を確保できるよう努めて参ります。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

年金事務所及びねんきんダイヤルへ電話がつかないことについて繰り返し要望してきたが、未だ状況が改善されていない。ようやくつながった電話でも誤った案内や説明漏れが多く、市区町村への苦情が絶えない状況にある。

日本年金機構は、年金事務所、ねんきんダイヤル及びねんきん加入者ダイヤルにおいて正確な応答ができるようスキルの抜本的改善を図るとともに、人員体制を整え、回線数を大幅に増加して応答率の向上を図ること。

あわせて、高齢者が電話しやすいよう自動音声案内ガイダンスを見直すことやねんきん加入者ダイヤルについては氏名検索・配偶者情報等回答項目を追加し、迅速に照会対応することを検討されたい。

また、近年増加している海外転出者等へ対応するため、電子メールによる問合せや回答の開始を検討するよう要望するとともに、書類の誤発送等の事務処理上の問題も散見されることから、適正な事務処理体制の確立を早期に実現されたい。

【回答】

日本年金機構では、年金事務所におけるお客様サービス水準の標準化を目的に、全ての年金事務所に対し、半期(上期・下期)に1回、無予告でお客様へのサービス状況を点検確認及び聴取しています。この中で、電話対応(3コール以内に出る)も点検の対象としており、その改善に取り組んでまいります。

また、当機構では、国民年金に関する電話相談に広く対応できるよう「ねんきんダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」を設置していますが、継続的に業務効率化に努めており、令和元年度は、両ダイヤル合わせて460万件を超える相談を行っております。今後は、更なるお客様の利便性向上及び入電数の平準化に向け、ホームページにおけるQ&Aの充実やチャットボット機能の導入、更にはインターネット予約サービスの導入などの取組を順次実施していく予定です。

なお、「ねんきん加入者ダイヤル」では、個人情報保護の観点から、外部委託業者のオペレーターに対して氏名検索等を許可しておりません。お客様の大切な個人情報を守るための措置となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

一方、電子メールによる相談対応につきましては、メール送信元の正当性を確実に確認することができないため、なりすましによる個人情報漏えい防止等の観点から、現時点では実施することは困難です。しかしながら、海外居住者をはじめ様々な方から同様の要望が寄せられていることもあり、ご要望の趣旨を十分理解し、今後、まずは海外居住者を対象として本人確認手段や、お問い合わせ環境の整備等も含めて、年金相談対応が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

また、適正な事務処理を行うため、事務処理の正確性の確保に対する取組を進めてまいります。

(2) 市区町村及び組織内連携の強化について 市区町村からの電話照会についても同様につながりにくく、記録の照会が必須である窓口業務が滞る大きな要因となっている。 日本年金機構では、事務権限が明確に分かれ、組織内での連携が取れていない状況があり、免除の受付事務等に支障をきたしている。また、市区町村からの疑義に対する担当窓口が分かりにくく、速やかに回答を得られない実態がある。 今後、市区町村への協力・連携を求めるならば、まずは組織内での連携の強化を図り、市区町村の照会に対して速やかに対応できるよう体制を整えられたい。 【回答】 市区町村からの電話照会につながりにくい状況については大変ご迷惑をおかけしておりますが、年金記録のうち、基礎年金番号に紐づく被保険者記録は、ねんきん加入者ダイヤル（市区町村用）で照会対応を行っておりますので、ぜひ、そちらをご利用ください。 そのほか国民年金事務に関する市区町村からの照会については、原則として管轄の年金事務所にて対応させていただきますが、提出された届書等の個別の状況については事務センターより回答させていただくことがあります。 市区町村からの照会や受付いただいた申請書等に対して速やかに対応できるよう、引き続き組織内連携の強化を図ってまいります。	(3) 外国人住民サービス向上について 日本で暮らす外国人住民が信頼感を持ち安心して年金に加入してもらえるよう、各種様式、パンフレット等の多言語対応はもちろん、日本語に不案内なことによる不利益が生じることのないよう外国語に対応できるダイヤルサービスの構築など、外国人住民サービスの向上を図られたい。 また、氏名の読み方が異なる場合等は、過去の記録とつながらないといった事態が容易に起こり得ることから、入国時の登録やマイナンバーの情報連携を用いた一貫した対応について早急に実施されたい。 【回答】 多言語対応については、外国人住民の方が各種手続き等を円滑に行うことができるよう、外国語版による国民年金制度周知用パンフレットの言語を9カ国語から14カ国語に拡大するとともに、日本年金機構ホームページに掲載しました。 また、令和2年10月からは、日本語が不自由な外国人のお客様が市区町村の国民年金窓口に来られた際に、円滑な窓口対応が可能となるよう、電話による多言語通訳サービス（10カ国語）の提供を開始する予定としており、これまでに400を超える市区町村が利用を希望されています。 氏名の読み方が異なる場合等は、資格取得時に個人番号及び基礎年金番号により届出いただいた場合は、過去の記録と繋げることは可能ですが、個人番号及び基礎年金番号の記載のない方については、社会保険オンラインシステムとは別のシステムにより、ローマ字氏名索引を実施し、疑重複者の有無を確認することにより、重複付番の発生防止に努めてまいります。
---	--

次期総会開催市

次期（第59回）総会開催市は、近畿ブロックの兵庫県神戸市となった。

回	開催年	ブロック	開催市	回	開催年	ブロック	開催市
1	昭和38年	長崎市・熊本市・鹿児島市	東京都	31	平成5年	東海	岡崎市
2	昭和39年	長崎市	東京都	32	平成6年	近畿	京都市
3	昭和40年	東北	仙台市	33	平成7年	関東	水戸市
4	昭和41年	東海	静岡市	34	平成8年	北海道	北見市
5	昭和42年	近畿	尼崎市	35	平成9年	北信越	金沢市
6	昭和43年	関東	千葉市	36	平成10年	中国	松江市
7	昭和44年	北海道	札幌市	37	平成11年	四国	徳島市
8	昭和45年	北信越	新潟市	38	平成12年	九州	長崎市
9	昭和46年	中国	山口市	39	平成13年	東北	青森市
10	昭和47年	四国	高知市	40	平成14年	東海	静岡市
11	昭和48年	九州	別府市	41	平成15年	近畿	東大阪市
12	昭和49年	東北	秋田市	42	平成16年	関東	多摩市
13	昭和50年	東海	岐阜市	43	平成17年	北海道	函館市
14	昭和51年	近畿	堺市	44	平成18年	北信越	福井市
15	昭和52年	関東	横須賀市	45	平成19年	中国	広島市
16	昭和53年	北海道	旭川市	46	平成20年	四国	高知市

17	昭和54年	北信越	金沢市
18	昭和55年	中国	岡山市
19	昭和56年	四国	松山市
20	昭和57年	九州	別府市
21	昭和58年	東北	盛岡市
22	昭和59年	東海	伊勢市
23	昭和60年	近畿	神戸市
24	昭和61年	関東	東京都
25	昭和62年	北海道	釧路市
26	昭和63年	北信越	新潟市
27	平成元年	中国	岡山市
28	平成2年	四国	高松市
29	平成3年	九州	那覇市
30	平成4年	東北	福島市

47	平成21年	九州	久留米市
48	平成22年	東北	山形市
49	平成23年	東海	岐阜市
50	平成24年	近畿	奈良市
51	平成25年	関東	中央区
52	平成26年	北海道	帯広市
53	平成27年	北信越	富山市
54	平成28年	中国	鳥取市
55	平成29年	四国	松山市
56	平成30年	九州	大分市
57	令和元年	東北	仙台市
58	令和2年	東海	津市
59	令和3年	近畿	神戸市